(注)　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらのうち国債については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑵　現金及び預金、並びに⑶未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権等については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定している。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸長期借入金、⑹リース債務及び⑺ＰＦＩ債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、リース、ＰＦＩ取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑻　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（減損関係）

１．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
a	職員宿舎用地	土地		276,000千円	東京都世田谷区代沢
b	職員宿舎	建物	96,037千円	計 96,197千円	茨城県つくば市並木
		構築物	160千円		
c	レジデント宿泊施設	建物	157,403千円	計 158,638千円	茨城県つくば市天久保
		構築物	1,235千円		
d	看護師宿舎	建物	53,753千円	計 54,300千円	茨城県つくば市天久保
		構築物	547千円		
e	学生宿舎（単身）	建物	188,279千円	計 189,667千円	茨城県つくば市天王台
		構築物	1,388千円		
f	学生宿舎（世帯）	建物	115,258千円	計 115,450千円	茨城県つくば市天王台
		構築物	192千円		
合計				890,252千円	

⑵　認められた減損の兆候の概要

①　ａの職員宿舎用地については、東京地区における職員宿舎のための用地であるが、同宿舎は入居希望者がなく、平成19年４月に全室空室となったため、減損の兆候が認められた。

②　ｂの職員宿舎については、近隣の住宅事情の変化等に伴い本学職員の入居希望が減少し、利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

③　ｃのレジデント宿泊施設については、新棟の完成に伴い、新規採用者の利用希望が減少し、利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

④　ｄの看護師宿舎については、入居者の退職及び結婚等に伴い退去したことから、利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

⑤　ｅの学生宿舎については、２学期以降の私費留学生受け入れのための宿舎として４月から７月まで期間限定で入居募集を行ったが、入居希望者が少なかったことから利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

⑥　ｆの学生宿舎については、平成21年度リニューアル改修工事において二人部屋から世帯用に改修したが、入居募集時点で宿舎料が未定であったことにより、入居希望者が定員を下回り、利用率が低下したため、減損の兆候が認められた。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

建物と構築物については、建物と補完的な関係を有する構築物（屋外設備）であることから、一体としてサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

⑷　減損の認識に至らなかった理由

①　ａの職員宿舎用地については、土地の時価が帳簿価格を上回っていることから、減損の認識に至らなかった。

②　ｂの職員宿舎については、平成20年度からの筑波地区公務員宿舎の廃止計画に伴い、廃止予定公務員宿舎に入居中の本学職員の移転先として使用稼働が確実に見込まれており、当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していることから、減損の認識に至らなかった。

③　ｃのレジデント宿泊施設については、卒後臨床研修医の増員を図るための措置として、総合臨床教育センター部長を中心にマッチング活動を積極的に推進した結果、大幅増員が確定しており、利用率の向上が確実であるため、減損の認識に至らなかった。

④　ｄの看護師宿舎については、７対１看護体系を維持するために、看護部長を中心に県内外における就職説明会への出席、関係機関等への協力依頼及び看護セミナーの実施等を行ったことにより、看護師の大幅増員がほぼ確定していることから、利用率の向上が確実であるため、減損の認識に至らなかった。

⑤　ｅの学生宿舎については、今年度までは、７棟全てを留学生のために確保していたが、需要に基づき対象者を見直し、平成23年度より７棟のうち２棟は在学生も対象として受け入れることとしたため、将来の利用率の向上が確実となり、減損の認識に至らなかった。

⑥　ｆの学生宿舎については、留学生数が増加したこと、及び世帯用宿舎として定着したことから、利用率の向上が確実であるため、減損の認識に至らなかった。

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づく放射性同位元素等を使用している工具器具備品の放射線の除去義務及び建物の賃貸借契約等に伴う原状回復義務である。

２．資産除却債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から２年～26年と見積もり、割引率は、0.163％～2.254％を使用して資産除去債務の金額を計算している。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	196,559千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―円
時の経過による調整額	2,189千円
資産除去債務の履行による減少額	―円
その他増減額（△は減少）	―円
期末残高	198,748千円